

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系主冷凍機(B:停止中)において、油ストレーナ差圧計の指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器を点検。	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系排ガス循環ポンプ(A)吸い込み弁において、開度表示の不良(全閉時、赤緑ランプ両点灯)が認められたため、当該表示灯のリミットスイッチを点検調整。	D	
3	2号機	主タービン電気油圧式制御装置において、システムの軽故障表示が認められたため、対応検討。(パラメータ異常なし)	D	
4	3号機	所内用空気圧縮機(A)電動機点検時、軸受け部(反負荷側)の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
5	3号機	原子炉圧力容器の漏えい検査時、主蒸気流量計検出器の継ぎ手部に微量な漏れが認められたため、当該部を点検補修。	D	
6	3号機	原子炉圧力容器漏えい検査時系統構成弁の定検時主蒸気水抜きラインドレン弁(検査時「閉」)において、他作業での開操作時、閉操作の失念が認められたため、対応検討。	C	
7	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A)吐出逆止弁点検時、部品(弁体アーム)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	D	
8	4号機	スチームドレン受ポンプ(A)点検時、カップリング取付ボルト・ナットのねじ山につぶれ(1箇所)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
9	1.2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系蒸発缶(A)濃度指示計の点検調整時、同計器にエラー表示が認められたため、当該計器を修理。	D	
10	3.4号廃棄物処理設備	窒素製造装置吸着塔(B)窒素出口弁(空気作動)において、開閉表示部に空気漏れ認められたため、当該部を点検補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802